

令和4年10月定例教育委員会
議案説明資料

報告 2件

議案 1件

計 3件

番号	報告第5号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市小中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市内の住宅開発の状況や市立小中学校に在籍する児童生徒数の推移等を踏まえて、松原市立小中学校の通学区域について審議する委員について、令和4年9月24日で任期満了となることに伴い、松原市小中学校通学区域審議会規則第3条第2項の規定に基づき、新たに委員の委嘱及び任命を行うものです。</p> <p>なお、任期は令和6年9月24日までとなります。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>松原市小中学校通学区域審議会規則第3条</p>		

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第 2 条の規定に基づき、松原市立小中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立小中学校の通学区域について調査、審議をし、意見を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学校の長
- (3) 市の職員
- (4) 学識経験のある者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条各号（第 4 号を除く。）に掲げる者のうちから委嘱された委員が当該各号に掲げる職を失った場合は、委員の職を失う。

3 教育委員会は、前各項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めた場合は、任期途中において、委員を解嘱することができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会の会議において必要と認めたときは、議事に関係のある者の出席を求め意見を聞くことができる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行なう。

(細則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会で定める。

番号	報告第6号	担当	学校教育部教育推進課
議案名	松原市会計年度任用職員の給与に関する松原市教育委員会規則の一部を改正する規則の制定の専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>令和4年10月1日より大阪府の最低賃金が現行の992円から31円引き上げられ、1,023円に改正されることから、松原市会計年度任用職員の給与に関する松原市教育委員会規則（令和2年教委規則第4号）のうち、別表の表2中「英語教育コーディネーター」の給料時間額を998円から1,023円に改めるものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

(松原市会計年度任用職員の給与に関する松原市教育委員会規則)

改正後		改正前		制定改廃趣旨
表2 (時間額により支給するもの)		表2 (時間額により支給するもの)		令和4年10月1日より大阪府の最低賃金が1,023円に変更されることから、最低賃金を下回ることとなる英語教育コーディネーターの給料の時間額について変更を行うもの
職種	給料の時間額	職種	給料の時間額	
英語教育コーディネーター	1,023円	英語教育コーディネーター	998円	
部活動指導員	1,600円	部活動指導員	1,600円	
小学校英語指導助手	1,668円	小学校英語指導助手	1,668円	
日本語指導助手	1,668円	日本語指導助手	1,668円	

番号	議案第26号	担当	教育総務部文化財課
議案名	松原市文化財保護審議会委員の委嘱について		
説明	<p>松原市文化財保護条例第48条第3項の規定に基づき、松原市文化財保護審議会委員について、任期満了に伴い、新たに松原市文化財保護審議会委員を委嘱するものです。</p> <p>なお、任期は令和4年11月1日から令和6年10月31日までの2年間となります。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

○松原市文化財保護条例（抜粋）

平成 18 年 3 月 31 日条例第 9 号

第 7 章 松原市文化財保護審議会

（設置）

第 47 条 法第 190 条第 1 項の規定により市の区域内に存する文化財の保護及び活用に関して、委員会の諮問に応じ、意見を述べるため、松原市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第 48 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 3 委員及び特別委員は、文化財に関する識見及び経験を有する者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときに退任するものとする。

○文化財保護法（抜粋）

発令 : 昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号

最終改正 : 令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号

改正内容 : 令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号[令和 4 年 6 月 17 日]

（地方文化財保護審議会）

第 190 条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。